

国民スポーツ大会に参加する選手は必ずこの用紙に署名の上
大会期間中は常に携帯してください。

国民スポーツ大会ドーピング検査 同意書

公益財団法人日本スポーツ協会 御中

私は、国民スポーツ大会への参加にあたり、公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構ウェブサイトにおいてドーピング検査手続を、規則、注意事項等を熟読、理解し、以下のことに同意します。

- ① 参加する大会の実施要項総則及び日本アンチ・ドーピング規程を遵守し、ドーピング検査を受けること
- ② アンチ・ドーピング規程に違反した場合、「国民スポーツ大会における違反に対する処分に関する規程」に従うこと。また処分や規定の内容に不従順の場合、公益財団法人日本スポーツ協会機構に制裁を付託し、その判断に従うこと

____年____月____日

選手氏名 (白書) _____

生年月日 (西暦) _____年____月____日 性別 男・女

選手が18歳未満の場合

公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構 御中

五、【親権者氏名】 _____ 氏、

【18歳未満の親権者】 _____ (以下「甲」)
親権者として JADA ウェブサイト (<http://www.jaxtcugjapan.org/>) にて最新の日本アンチ・ドーピング規程等を含むドーピング検査、検体の分析、結果の管理、その他の日本アンチ・ドーピング規程等において定められる一連の手続 (以下「ドーピング・コントロール手続」) 等について説明しているすべての内容を熟読し、理解し、甲が当該内容を指授した上で、甲が国民スポーツ大会へ参加し、ドーピング検査の対象となり、採取検体の種類を問わずドーピング検査を受けることに同意し、ドーピング・コントロール手続に對するものに対して異議を申し述べません。また、上記国民スポーツ大会ドーピング検査同意書にも同意します。

なお、ドーピング・コントロール手続においては、2021年版日本アンチ・ドーピング規程等で定義されている通り、18歳未満を未成年 (Minor) として扱うものとし、18歳、19歳については、原則として、成人と同様の手続にてドーピング検査をはじめとするドーピング・コントロール手続が実施される旨も理解いたしました。

____年____月____日

親権者 (白書)
(法定代理人親権者) _____

国民スポーツ大会 選手カード



選手本人
顔写真
貼付

タテ 4cm×ヨコ 3cm

氏 名 _____

所属都道府県 _____

競技・種目名 _____

【参加申込締切日前のアンチ・ドーピング教育履歴】

参加申込締切日前に受講したアンチ・ドーピング教育について記入してください。

- ① WEBによるデジタルラーニング及び「クリーンスポーツ行動チェック」への回答
- ② JSPD 指定研修会等受講

____番を____年____月____日に受講済み
(受講内容: _____) 修了証 NO: LV _____ (8桁)

※受講内容には①動画名称、②研修会の主催者・名称、のいずれかを記入

※①を選択した場合には、「クリーンスポーツ行動チェック」の修了証 NO を記載

【選手が18歳未満の場合、保護者のアンチ・ドーピング教育履歴】

____番を____年____月____日に受講済み
(受講内容: _____) 修了証 NO: LV _____ (8桁)

- この内容は、国スポ本戦出場前に必ず記入すること。
- 大会期間中または大会期間後に主催者等から提示または提出を求められることがあるため、大会期間中は常時携帯の上、大会終了後も大切に保管しておくこと。

【参加申込締切日前のアンチ・ドーピング教育履歴】

参加申込締切日前に受講したアンチ・ドーピング教育について記入してください。

- ① WEBによるデジタルラーニング及び「クリーンスポーツ行動チェック」への回答
- ② JSPD 指定研修会等受講

② 番を 2026 年 12 月 1 日に受講済み

(受講内容: ○○県スポーツ協会主催
アンチ・ドーピング研修会) 修了証 NO: LV _____ (8桁)

※受講内容には①動画名称、②研修会の主催者・名称、のいずれかを記入

※①を選択した場合には、「クリーンスポーツ行動チェック」の修了証 NO を記載

【選手が18歳未満の場合、保護者のアンチ・ドーピング教育履歴】

① 番を 2026 年 12 月 2 日に受講済み

(受講内容: クリーンスポーツ行動チェック) 修了証 NO: LV 1 01234567 (8桁)

- この内容は、国スポ本戦出場前に必ず記入すること。
- 大会期間中または大会期間後に主催者等から提示または提出を求められることがあるため、大会期間中は常時携帯の上、大会終了後も大切に保管しておくこと。

※教育に関する国際基準及び日本アンチ・ドーピング規程に基づき、教育の受講が求められています